

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

処 分 庁 神戸市北福祉事務所長

審査請求人が、平成29年1月10日付けで提起した処分庁による生活保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

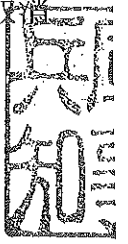
主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、平成28年7月29日から、神戸市北区の現住居において、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を受けている。
- 2 処分庁は平成28年9月7日、審査請求人から、XXXXXXXXXX病院とXXXXXXXXXXクリニックへの通院に係る「保護変更申請書（傷病届）兼給付要否意見書（移送）」、「通院確認書」及び「通院交通費一覧」を受領した。通院交通費一覧によれば、「平成28年8月度」の各病院への通院経路として、神戸電鉄～北神急行・地下鉄～阪神電車（片道計980円）（以下「申請経路」という。）を計上し、XXXXXXXXXX病院分合計11,760円、XXXXXXXXXXクリニック分合計3,920円を申請している。
- 3 処分庁は平成28年9月28日、各病院への経路を、神戸電鉄～神戸高速～阪神電車（片道計890円）（以下「決定経路」という。）とし、平成28年8月分の移送費として、XXXXXXXXXX病院分合計10,680円、XXXXXXXXXXクリニック分合計3,560円を給付決定し、同日付け神北保保第25096号でXXXXXXXXXX病院分（以下「XXXXXXXXXX病院分決定通知」という。）を、同日付け神北保保第25097号でXXXXXXXXXXクリニック分（以下「XXXXXXXXXXクリニック分決定通知」という。）を、審査請求人に通知した。

- 4 審査請求人は、平成29年1月10日、兵庫県知事（審査庁）に対し、本件処分の取消しを求める旨の審査請求を提起した。



審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) ■■■■■病院分決定通知では、「2. 保護の種類・程度及び方法」には、「一時扶助10,680円」、「3. 保護を決定した理由」には、「■■■■■さんの医療移送費を支給します。受診先 ■■■■■病院 支給期間 平成28年8月1日から平成28年8月31日」と記載されており、■■■■■クリニック分決定通知では、2. 保護の種類・程度及び方法には、「一時扶助3,560円」、3. 保護を決定した理由には「■■■■■さんの医療移送費を支給します。受診先 ■■■■■クリニック 支給期間 平成28年8月1日から平成28年8月31日」と記載されているのみであり、■■■■■病院分の申請額11,760円に対しては、1,080円の減額、■■■■■クリニック分の申請額3,920円に対しては、360円の減額となっているにもかかわらず、書面上、減額支給の決定に至る理由については未記載である。処分庁からは電話で減額の理由説明が行われたが、法第24条は、保護の決定には「理由を付さなければならない。」と定め、附記理由は「単に根拠法令を示すだけでは足りず、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分をされたのかを処分の相手方においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に抽象的に処分の根拠規定を示すだけでは十分でない。」（最高裁昭和36年(オ)第84号）とされていることから、本件処分通知の理由附記は不十分であり、違法である。

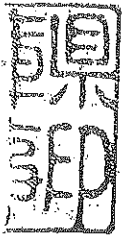
また、決定通知書には、本件決定が申請受理後14日を経過した理由について、記載がない。申請から決定までが21日と、規定の日数を7日超過しており、その理由を、当然明示するべきである。

- (2) 処分庁担当者から電話で聞いた処分理由の説明は、「他に■■■■■周りで通院している事例があった。他の患者との均衡の観点から、通院費を減額する。貴方だけ特別扱いはできない」というものであった。「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知。本件処分時の最終改正：平成28年3月31日付け社援発0331第10号。以下「医療扶助局長通知」という。）において「経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断」は「傷病等の状態に応じて」行われなければならないと記載されており、「傷病等の状態に応じて」ことが、判断にあたっての第一優先事項となるものと解されなければならない。また、このことは「他の患者との均衡」に関して、「同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡」と規定されていることから明らかである。

審査請求人は多数の慢性疾患、精神疾患を併発しており、いずれもストレスが極めて重大な悪影響を及ぼすものである。したがって、通院にあたっては、可能な限り短時間の乗車を選択しなければならない医学上の必要性がある。

以上により、本件処分は違法であり取消しを求める。

2 処分庁の主張



- (1) 処分庁は医療移送費の算定にあたり、「最も経済的かつ合理的な経路」として、神戸電鉄～神戸高速～阪神電車を経路として片道 890 円と算定したものである。決定経路は申請経路より、乗車時間は 20 分増加するが、片道 90 円安価であり、処分庁は神戸電鉄線■■■■駅以北から■■■■を經由する通院・通勤・通学経路を認定する際には、神戸電鉄・神戸高速経由を認定経路としている。
- (2) 処分庁は新規実地調査時に、審査請求人に対し、移送費は福祉事務所が認めた経路での支給となり、申請どおりにはならない場合がある旨を説明し、申請に対しても申請経路は認められない旨を説明している。
以上により、棄却を求める。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法による保護は、生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するものであるところ（法第 1 条）、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものとされており（法第 4 条第 1 項）、そして、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われる」ものとされている（同条第 2 項）。

法第 4 条は、生活保護制度における基本的な原理の一つである保護の補足性について定めた規定であり、法第 5 条においても、「前 4 条に規定するところは、この法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」とされている。

- (2) 法による保護は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」ものとされており（法第 8 条第 1 項）、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされ（同条第 2 項）、同条第 1 項に規定する基準は、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日付け厚生省告示第 158 号。本件処分時の最終改正：平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 176 号。以下「保護の基準」という。）によって定められている。

これは、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活水準は、保護の基準によって算定される最低生活費の認定によって具体化されるものであり、保護の要否及び程度は、保護の基準によって算定された需要と要保護者世帯の収入とを比較し、その収入で充足することのできない不足分について決定されることを定めているものである。

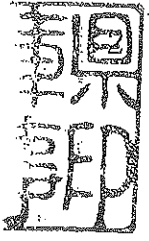
- (3) 「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない

い」こととされ（法第24条第3項）、「前項の書面には、決定の理由を付さなければならぬ」（同条第4項）、「第3項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。」（同条第5項）、「保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第3項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。」（同条第6項）とされ、これらの規定は保護の変更の申請について準用することとされている（同条第9項）。

- (4) 保護の種類は、「一 生活扶助、二 教育扶助、三 住宅扶助、四 医療扶助、五 介護扶助、六 出産扶助、七 生業扶助、八 葬祭扶助」が定められており（法第11条）、うち四 医療扶助について、「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」とされ、「一 診察、二 薬剤又は治療材料、三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、六 移送」が定められている（法第15条）。
- (5) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。本件処分時の最終改正：平成28年3月31日付け厚生労働省発社援0331第2号。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。本件処分時の最終改正：平成28年5月31日付け社援発0531第14号。以下「局長通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。本件処分時の最終改正：平成28年5月31日付け社援保発0531第1号。以下「課長通知」という。）が定められている。また、医療扶助の実施に係る事務については、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、医療扶助局長通知、及び「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和48年5月1日付け社保第87号厚生省社会局保護課長通知。本件処分時の最終改正：平成28年3月31日付け社援保発0331第6号。以下「医療扶助課長通知」という。）が定められている。法第26条に基づく保護の停止及び廃止に係る事務も、これらの通知（以下、これらの通知をまとめて「処理基準」という。）によるものとされている。さらに、保護の実施決定に当たっての参考として、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。本件処分時の最終改正：平成28年5月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）が示されている。
- (6) 医療扶助の決定にあたっては、「医療扶助の開始、変更、停止または廃止に関する決定をしたときは、一般の例に従い、保護決定通知書又は保護停止、廃止決定通知書により、申請者又は被保護者に対して通知すること」とされ、「申請却下の決定を

兵知

したときは、一般の例に従い、保護申請却下通知書により申請者に対して通知すること」とされている（医療扶助局長通知第3-2-(4)）。



本件処分の妥当性

本件審査請求の争点は、医療扶助（移送）の支給にあたっての経路の認定についてであるが、生活保護の変更申請に対する決定の通知については、法第24条第9項により準用される同条第4項において、決定通知書には、決定の理由を付さなければならない旨が定められていること、また、同じく法第24条第9項により準用される同条第6項において、申請のあった日から14日以内に決定の通知をしない場合にはその理由を明示しなければならないことが定められていることから、まず、これらの点について検討する。

- (1) 審査請求人は、移送費として、片道980円の経路を申請していたところ、処分庁は片道890円で算定した移送費を決定したにもかかわらず、決定通知書には減額した理由が付されていない。
- (2) 処分庁は、保護変更申請書を平成28年9月7日付けで受領し、平成28年9月28日付けで本件処分を行なっているが、申請のあった日から14日以内に決定していないことが明白であるにもかかわらず、決定通知書にはその理由が明示されていない。
- (3) (1) 及び (2) のとおり本件処分の手続きは法令に違反するものであると言わざるを得ない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があり、本件処分を取り消すべきであることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年2月7日

兵庫県知事 井戸 敏

